

# 「大東亜戦争その4 ～未完」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

## 1. WGIPIによる日本洗脳工作の開始

大東亜戦争終結から約1ヵ月が経った昭和20（1945）年9月27日、昭和天皇は連合国軍最高司令官総司令部（＝GHQ）のマッカーサー元帥（げんすい）と会見されるため、アメリカ大使の公邸へと向かわれました。マッカーサーは陛下を玄関に出迎えることもなく、会見場となった迎賓室で待機していました。

この当時、マッカーサーは「戦争終結後に日本軍が速やかに武装解除に応じたのは、天皇が出した勅令（＝終戦の詔書）があったからだ」という事実を耳にしていたこともあり、昭和天皇を戦争犯罪人とするかどうかを慎重に検討していました。

しかし、同時にマッカーサーは昭和天皇との会見に不安を感じていました。もし天皇が自分に対して命乞いをするような人物であったら、やはり戦犯として裁かざるを得ないのでは、と考えていたのです。

マッカーサーがそう思うのも無理はありませんでした。そもそも戦争に敗北した国の元首の末路は、亡命や自殺、あるいは市井の人間として不遇な人生を終え、その血は途絶えてしまい、全く新しい王朝に取って代わるのが当然だったからです。

ところが、昭和天皇がマッカーサーに対して発せられたお言葉は、彼の不安を打ち消すどころか、想像にすら及ばないものでした。

「日本の戦争責任のすべてはこの私にある。自分の身はどうなってもかまわないから、飢えている国民のためにぜひ食糧援助をお願いしたい。ついては、皇室財産の有価証券類をまとめて持ってきたので、その費用の一部に充（あ）てて欲しい」。

昭和天皇のお言葉を聞いたマッカーサーは「われ神を視たり！」と大いに感動して、それまで陛下の前で椅子に座り、足を組んでパイプをくわえたままの姿勢からやおら立ち上がると、抱きつかんばかりに陛下と握手を交わしました。なお、マッカーサーは後に当時の心境を「この瞬間、私の前にいる天皇が日本の最上の紳士であることを感じとった」と述懐しています。

会見が終了して昭和天皇がお帰りになる際には、マッカーサーは自ら玄関まで出て陛下を見送りました。たった一度の会見だけで、マッカーサーは陛下のお人柄の虜（とりこ）となってしまうていたの

です。

マッカーサーの態度を豹変(ひょうへん)させたのは、昭和天皇が強く感じておられた戦争に関する責任のお気持ちでした。大東亜戦争の開戦そのものは、大日本帝国憲法(=明治憲法)の規定に従って手続きが進められ、昭和天皇は閣議決定の裁可をそのままお認めになられただけでした。

立憲君主制の原則から見ても、昭和天皇に直接の戦争責任があるとは到底認められないものでしたが、その一方で、陛下はご自身のお力で戦争を防ぐことができなかつた「道義的責任」を強く感じておられました。だからこそその「戦争責任のすべてはこの私にある」というお言葉だったのです。

会見を終えたマッカーサーは、後に軍事補佐官のボナー=フェラーズによる「もし天皇が戦争犯罪人として裁かれれば日本の統治機構は崩壊し、全国民的反乱が避けられなくなる」との進言を受け、昭和天皇を戦犯として訴追(そつゐ)しませんでした。

昭和天皇の無私のご行動によって、皇室を中心とする我が国の国体(=国家としての体制のこと)を護ることはできました。終戦の直前、昭和天皇による2度目のご聖断が下つた際に、慟哭(どうこく)した阿南惟幾(あなみこれちか)陸軍大臣に対して、陛下がお優しく「私には国体を護れる確信がある」と仰られたとおりのことになったのです。

もしマッカーサーとのご会見の際に、昭和天皇が他の一般的な国家元首のように、命乞いをする哀れな君主であったとすれば、その後の我が国の運命はどのようなものでしょうか。考えただけでも私は寒気がしてきます。

ただし、我が国が皇室中心の国体を護れた一方で、GHQによる日本の占領統治は過酷を極めたものとなっていきました。

占領軍による数々の「日本解体」あるいは「洗脳」は、その後の我が国における「自虐史観」を決定づけるものであったといえますが、その具体的な内容はどのようなものであったのでしょうか。

我が国がポツダム宣言を受諾して連合軍に降伏した後の昭和20(1945)年8月末、最高司令官マッカーサー元帥率いる連合軍が、占領軍として日本に進駐しました。9月2日には、東京湾内に停泊していたアメリカの戦艦ミズーリ号で、重光葵(しげみつゝもる)外務大臣と梅津美治郎(うめづよしじろう)参謀総長が降伏文書に調印しました。

我が国はアメリカ軍を主力とする占領軍の軍事的支配下に入り、東京にはGHQの本部が置かれました。また日本占領の最高機関として、アメリカやイギリス、ソ連など交戦した11カ国で構成された極東委員会がワシントンに設けられ、東京にはアメリカ・イギリス・ソ連・中国の代表が構成する対日理事会が設置されました。

しかし、極東委員会の参加国のうち、アメリカ・イギリス・ソ連・中国に拒否権が与えられていたことで、アメリカが拒否権や「緊急時における中間指令権」を発動したことによって、極東委員会

の存在は有名無実化しました。

また、対日理事会も連合軍最高司令官、すなわちマッカーサーの諮問(しもん、意見を求めるという意味)機関に過ぎなかったことにより、占領政策に影響を及ぼすことができず、GHQ は占領期の日本政府の政策決定機関として大きな権限を持つようになったのです。

GHQ を通じて我が国に事実上思いどおりの占領政策を行うことを可能としたアメリカは、我が国が連合軍に降伏する以前から、対日戦略を着実に練り続けていました。

大東亜戦争開戦の翌年の 1942 (昭和 17) 年には、早くも対日戦後政策がアメリカ外交関係協議会で討論されたほか、1944 (昭和 19) 年には、アメリカの国務・陸軍・海軍調整委員会 (=SWNCC) が発足して、具体的な対日方針が計画されました。

これらの計画は、GHQ の占領政策にも少なからず影響を与えることになるのですが、その背景には、我が国が再びアメリカの脅威(きょうい)にならないように、非軍事化・民主化を通じて「日本弱体化」を目標とする思惑がありました。つまり、大東亜戦争において我が国が勇敢に戦い続けたことで、米軍に多大な損害を与えたことをアメリカは恐れていたのです。

こうした流れのなかで、我が国がポツダム宣言によって受諾した「軍隊の無条件降伏」が、いつしか「国全体の無条件降伏」へとすり替えられ、ポツダム宣言の内容に明らかに違反する占領統治が、GHQ を通じて繰り広げられる結果となってしまったのでした。

昭和 20 (1945) 年 9 月 20 日、ポツダム宣言の占領方針を遂行するための法的措置の根拠として、法律ではなく「最高司令官の指令に基づいた勅令や政令」を発することを可能とした、いわゆる「ポツダム緊急勅令」が発せられ、これに基づいて「ポツダム命令」が次々に出されるようになりました。

これは、大日本帝国憲法 (=明治憲法) 第 8 条 1 項において「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由(よ)リ帝国議会閉会ノ場合ニ於(おい)テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス」、すなわち「帝国議会 (=国会) が閉会のあいだに『法律にかわる勅令』を発することができる」と規定されていたことに基づいていました。

ポツダム命令で発せられる勅令によって、GHQ は自らが直接軍政を行わずとも、日本政府に発する指令や勧告を通じて間接統治を可能とする形式を完成させたのです。しかも、勅令は天皇の命令を意味しますから、GHQ による完全な「天皇の政治利用」でもありました。

GHQ のこうした横槍を可能としたのは、前回 (第 49 回) の講演で紹介した、ポツダム宣言を「国体護持」を条件に受け入れた我が国側に対する、連合軍側の 8 月 12 日の回答であった「天皇の地位や日本政府の統治権は、連合軍最高司令官に従属する」が背景にもなっていたのです。これではどうしようもありません。

ポツダム命令によって、GHQ の発する命令は「天皇の名において日本政府が発する命令」に置き換わり、日本国民が「天皇陛下のご命令とあらば」と、どんな過酷な条件であろうと逆らわずに受け入れるという図式が出来上がってしまいました。

実際には直接統治にもかかわらず、我が国を裏で操るがごとく間接的に統治するという占領政策が可能となったのですから、GHQ は非常にやりやすかったことでしょう。

後に行われた極東国際軍事裁判（＝東京裁判）において、ソ連などからの「天皇を戦争犯罪人として処刑すべきだ」という意見を押し切って、GHQ が昭和天皇を訴追しなかったのも、事実上の「偽（にせ）の勅令」で国民を自由に動かすことができる「便利な存在」である天皇を残した方が、自分たちにとって都合が良いからだと考えたからではないでしょうか。

なお、ポツダム命令の代表的なものとして、いわゆる「公職追放令」がありますが、詳細は後に改めて紹介します。また、ポツダム命令の多くは、サンフランシスコ講和条約が昭和 27（1952）年 4 月 28 日に発効してから約半年で廃止されていますが、なかには「物価統制令」のように、現在においても法律としての効力を持つものも存在しています。

昭和 20（1945）年 10 月 2 日、GHQ は「各層の日本人に、彼らの敗北と戦争に関する罪、現在と将来の日本の苦難と窮乏（きゅうぼう）に対する軍国主義者の責任、連合国の軍事占領の理由と目的を、周知徹底せしめること」を命じ、これに基づいて「日本民族から独立心を奪い、贖罪（しよくざい、犯した罪をつぐなうこと）意識を植えつける政策」が実施され続けました。

アメリカによる占領下で、日本を罪深い国に仕立て上げたこれらの計画は「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム（＝WGIP、日本人に戦争犯罪者意識を刷り込む計画）」と呼ばれ、戦後 70 年以上を経た今もなお、日本国と日本民族を洗脳し続けています。

WGIP に関しては、これまでその存在が疑わしいとされてきましたが、近年になって GHQ が発行した証拠文書が発見され、私たちが「日本人への洗脳工作」の概要を知ることができるようになっています。

WGIP などの様々な手段によって、マッカーサーによる命令は我が国において絶対的なものとなり、GHQ のプレス＝コードによって新聞や出版物などの徹底的な事前検閲や言論統制が行われ、またラジオ放送にはラジオ＝コードが定められました。

この他、映画や演劇の世界においても、チャンバラや仇討・封建的忠誠などの主題が禁じられ、日本人にとって欠かすことのできない物語であった「忠臣蔵」の上映や上演もできなくなりました。

GHQ による言論統制は苛烈（かれつ）を極めました。確かに戦前の我が国にも検閲はありましたが、×印や○印で伏せ字にされたので、まだ消したことが分かるものでした。しかし、ポツダム宣言の重大違反となる GHQ の言論統制は、そもそも検閲があったことを知らせてはならないことから、

どこが消されたかを分からなくするために、文章を一から作り直さなければならなかったのです。

もし新聞や雑誌を発行しようにも、GHQ の検閲によって削られた箇所を別の文章で埋めることができなければ、その号は発行できません。これは、終戦直後で紙が不足していた時代に必死の思いで用紙をやり繰りしていた新聞社や出版社にとって、死活問題となりました。

かくして、新聞や雑誌のほとんどが、GHQ の検閲を受けないために「自主規制」を強めるようになり、そうした流れが、何事においても「そんなこと言ってもいいんですか」と考えてしまう、戦後の日本人の卑屈(ひくつ)ともいえるメンタリティを生んでしまったのです。

なお、新聞の事後検閲に関しては、各新聞社の「自主規制」が十分過ぎるほどになされたことから、検閲が不必要になったとして昭和24（1949）年10月に廃止されました。

ちなみに、プレス＝コードの直前に、朝日新聞の記事の内容がGHQ の逆鱗に触れ、3日間の発禁処分が下されると、以後の朝日新聞はGHQ に迎合した傾向の報道が目立つようになり、現在に至っています。

プレス＝コードは昭和20（1945）年9月19日に発表されましたが、表現活動において触れることを厳禁した30項目は非常に重要なものですので、そのすべてを紹介します。

#### 1. 占領軍総司令部（連合軍最高司令官、マッカーサー）の批判

これによってマッカーサーは聖人君子のごとき扱いを受けるようになりました。この効果は絶大で、やがて日本国民の中から、マッカーサーへの感謝の思いをつづった手紙がGHQ に届くようになります。

#### 2. 極東国際軍事裁判（＝東京裁判）の批判

#### 3. 占領軍総司令部が日本国憲法を起草したことへの批判

日本国民に東京裁判なるものの意味と実態を知らせないようにしたほか、日本国憲法制定までの流れを非公開とすることで、本来許されるべきであった、日本人による自由な憲法批判を全く認めないという異常な事態となりました。

#### 4. 検閲への言及

先述のとおり、GHQ による完全なる言論統制が行われていました。現代の「自主規制」の源流ともいえます。

#### 5. アメリカの批判

#### 6. ソ連の批判

#### 7. イギリスの批判

#### 8. 朝鮮人の批判

#### 9. 中国の批判

#### 10. その他の連合国の批判

## 11. 連合国の全体批判

連合国への批判を一切許さなかったほか、我が国と朝鮮人や中華民国とを離反させる流れにもつながりました。

## 12. 満州での日本人処遇への批判

ソ連による侵攻後の満州における日本人の苦難が報道されなくなり、その結果として、日本人が満州において所持していた膨大な資産が略奪された事実も隠蔽(いんぺい)されました。

## 13. 連合国の戦前の政策の批判

これが知られてしまうと、ABCD ラインや蒋介石(しょうかいせき)への連合国からの支援など、我が国が大東亜戦争を戦わざるを得なかった歴史の流れが明らかにされてしまうからでした。

## 14. 第三次世界大戦への論評

### 15. ソ連と西側諸国との対立への論評

「日本が悪いことさえしなければ世界は平和になる」と思わせるなど、大東亜戦争後の世界情勢を日本人の目からそらせました。

## 16. 戦争弁護の宣伝

これによって、本来あるはずの「戦争の原因」の隠蔽(いんぺい)に成功したのみならず「日本だけが悪かった」という何の根拠もない「架空の神話」が独り歩きすることになりました。

## 17. 神国日本の宣伝

### 18. 軍国主義の宣伝

皇室を中心とする我が国の国体を破壊すると同時に、我が国に「軍国主義があった」と見せかけ、戦時における日本軍の活躍などを報じることが禁止されました。

## 19. 民族主義（国家主義）の宣伝

国家として当然である「民族主義の宣伝」を、日本にだけ許さないようにしました。現在の我が国が「健全なナショナリズム」の育成に努めなければならない原因の一つです。

## 20. 大東亜に関する宣伝

我が国が持っていた、欧米列強がアジアに持っていた植民地を開放して、日本を盟主とする共存共栄の新たな国際秩序を建設しようという「大東亜共栄圏」の構想を隠蔽(いんぺい)するためでした。なぜなら「大東亜」という言葉だけで当時のアジア情勢が分かってしまうからです。

## 21. その他の宣伝

抽象的な内容ですが、逆にこれを理由としてGHQに都合の悪い人物を追放したり、都合の悪い文書を破棄あるいは没収したりすることを可能としました。「GHQのためなら何でもあり」を可能とする重要な項目だったのです。

## 22. 戦争犯罪人の正当化または弁護

この事項が、いわゆる極東国際軍事裁判（＝東京裁判）における連合国側の「何でもあり」を可能としました。

### 23. 占領軍将兵の日本女性との懇交

日本政府がGHQの要請によっていわゆる「慰安所」を設けていたにもかかわらず、各地で米兵による婦女暴行が横行していましたが、これに関する記述を不可能としました。

### 24. 闇市場の取引

物資不足は必然的に闇取引の横行を招きましたが、これに関する記述を禁止しました。

### 25. 占領軍の批判

当時の米兵が罪を犯しても「背の高い男」などと抽象的な表現でしか報道できなかったばかりか、米兵の犯罪による賠償金を日本政府に肩代りさせ、それすら報道させませんでした。

### 26. 飢餓状態の誇張

深刻な食糧不足で飢える国民が増えていたにもかかわらず、その実態を「誇張」と一方的にみなして報道させませんでした。

### 27. 暴力行為と不穏状態の誘導

日本国民による占領軍に対する抗議行動の一切を禁止しました。

### 28. 虚偽の陳述

真実の陳述であっても虚偽の陳述とみなされてしまいました。

### 29. 占領軍総司令部への不適切な言及

GHQを聖域とし、一切言及できないようにしました。

### 30. 時期尚早の発表

解禁されていない報道の公表を禁じることによって、GHQによる政策の一切を隠蔽(いんぺい)し、同時に日本人に対策を立てさせない効果をもたらしました。

プレス＝コードによって、我が国は新聞から雑誌、私的書簡に至るまですべての文書が丹念に検閲され、プレス＝コードに触れると判断されれば、容赦なく発禁あるいは私信の没収が行われました。

プレス＝コードは発行済のものにまで及び、当時の国民学校や中学校の教科書の至るところが墨塗りで消されてしまっただけでなく、我が国が独立を回復した後も、健全な青少年の育成に欠かせない教科書の内容を勝手に「自主規制」する流れをもたらしてしまったのです。

## 2. 恐るべき占領政策の実態

昭和天皇のご聖断をもたらした鈴木貫太郎(すずきかんたろう)内閣が昭和20(1945)年8月15日の終

戦とともに総辞職すると、次の内閣総理大臣には、皇族で陸軍大将の東久邇宮稔彦王(ひがしくにのみやなるひこおう)が任命され、8月17日に内閣を組織しました。我が国最初で最後の皇族内閣です。

東久邇宮が首相に任命された背景には、我が国が連合国に降伏したことに納得しない陸軍の武装を解除するとともに、ポツダム宣言に基づく終戦に伴う手続を円滑に進めるためには、皇族であり陸軍大将でもあった東久邇宮がふさわしいと考えられたためとされています。

「国体の護持」を基本方針とした東久邇宮内閣は、昭和天皇の「終戦の詔書」やポツダム宣言に則(の)って戦後の再建に務めようとしたのですが、同年10月に、GHQは「人権の確保」を名目として治安維持法や特別高等警察(＝特高)の廃止、日本共産党員をはじめとする政治犯の即時釈放、また共産党員など治安維持法の違反者への引き続きの処罰を求めた大臣や官僚を罷免することなどを求める「人権指令」を発しました。

しかし、GHQによるこれらの要求を認めれば、天皇に関する自由な(というより批判的な)議論を奨励(しょうれい)するのみならず、国内での共産活動が再活発化し、我が国で革命が起こることを危惧(きぐ)した東久邇宮内閣は、治安に責任が持てないことを理由に10月5日に総辞職しました。東久邇宮内閣の在任期間は54日しかなく、現在でも歴代最短となっています。

東久邇宮内閣の総辞職を受けて新たに内閣を組織したのは、昭和初期を中心に外務大臣を歴任し、他国との協調外交を目指したものの、結果として相手国になめられ続けるだけだった弱腰ぶりを展開した幣原喜重郎(しではらきじゅうろう)でした。

昭和20(1945)年10月9日に内閣を発足させた幣原は、11日に新任挨拶(あいさつ)のためマッカーサーに面会に出向きましたが、そこで待っていたのは、GHQによる一方的な要求でした。

マッカーサーは幣原首相に対し、面会したその場で大日本帝国憲法(＝明治憲法)の改正を示唆(しき、ほのめかすこと)すると同時に、以下の5つの改革を口頭で要求しました。これを五大改革指令といいます。

1. 婦人参政権の付与
2. 労働組合の結成奨励
3. 教育の自由主義化
4. 秘密警察などの廃止
5. 経済の民主化

なお、日本国憲法の制定については、別の講座で紹介済みですので、今回は割愛させていただきます。

かつて弱腰外交を展開した幣原首相にいきなりカウンターパンチを食らわせたGHQは、その後も次々と指令を加えました。



昭和 20 (1945) 年 10 月には軍国主義や国家主義的とみなした教育を禁止するとともに、これらに抵触するとして約 11 万人もの教職者を追放するよう指令しました。これを教職追放といいます。

さらに GHQ は、我が国の伝統的な神道を軍国主義のイデオロギーと一方的にみなして、同年 12 月に神道を国家から分離するために神道指令を發布しました。

神道指令によって、神道は単なる一宗教の扱いを受けることとなり、国家神道や神社神道に対する国家の支援も禁止されました。これには、神社をいずれ自然消滅させるという GHQ の意図があったとされています。

GHQ は、日本人の国民意識を変革するために様々な政策に着手しました。例えば「戦争中に日本の軍人や政治家が一般国民に知らせなかった事実を暴露する」と称して、大東亜戦争の開戦日にあたる昭和 20 (1945) 年 12 月 8 日に、占領軍が作成した「太平洋戦争史」の各新聞への連載を開始させました。

そして、GHQ はこの連載に合わせるかのように「大東亜戦争」の呼称を禁止して「太平洋戦争」に無理やり変更させました。翌 9 日には NHK ラジオに「真相はこうだ」の放送を開始させ、GHQ によるプロパガンダを拡大させる一方で、番組に対する国民の反発の声は揉(も)み消されました。

また、GHQ は昭和 20 (1945) 年 10 月 22 日に「日本教育制度に対する管理政策」を指令し、修身や国史・地理の授業の停止や教科書の回収を命じました。地理や国史は翌昭和 21 (1946) 年に再開を認められましたが、修身は許されず、日本の教育の精神面に大きな打撃を与えました。

教育は占領軍の厳しい管理下に置かれ、それまでの建国神話ではなく、考古学的記述から始められた小学校用の国定歴史教科書「くにのあゆみ」や、中学校用教科書の「あたらしい憲法のはなし」などが使用されたほか、昭和 22 (1947) 年には新たに社会科が設置されました。

なお、これ以前に GHQ は昭和 20 年 9 月に、教科書の内容のうちポツダム宣言に抵触すると思われる部分を訂正削除するよう指示を出し、いわゆる「墨塗り」の教科書を使用させていました。

日本の民主化達成のためには「戦争協力者を公職から排除する」ことが望ましいと判断した GHQ は、昭和 21 (1946) 年 1 月 4 日に、以下に該当する人物を公職から追放するよう指示しました。

- A 項 戦争犯罪人
- B 項 職業軍人
- C 項 極端な国家主義団体などの有力分子
- D 項 大政翼賛会や翼賛政治会などの有力分子
- E 項 日本の膨張に関係した金融機関などの役員
- F 項 占領地の行政長官
- G 項 その他の軍国主義者および極端な国家主義者

政府はこれらの指示に基づき、同年 2 月 28 日にポツダム命令として「就職禁止、退官、退職などに関する件」として公布したほか、3 月には「軍国主義指導者の追放」を指令し、5 月には教職員追放令、12 月には労働追放令（第一次）と次々と発令しました。

こうしたいわゆる「公職追放令」によって、陸海軍の軍人ら各界の指導者約 21 万人が追放されるとともに、その地位を剥奪(はくだつ)されてしまったのです。

公職追放に関する一連の指示のうち、G 項の「その他」が何を意味するのかが非常に曖昧(あいまい)でしたが、GHQ はこれを逆手に取って、政策に反対すると思われた者を名指しで追放しました。後に内閣総理大臣を務めた鳩山一郎(はとやまいちろう)や石橋湛山(いしばしたんざん)などがその例です。

GHQ によるこうした「名指しの追放」は、自分もいつ同じ目にあうか分からないという底知れぬ恐怖感を周囲に与え、自己の地位を守るために臆病になる者が増加した一方で、追放によって空いたポストには、社会主義者や共産主義者、あるいはその共鳴者たちなどの左翼言論人がその大半を占め、戦後の教育界や大学・マスコミなどに深く入り込みました。

公職追放令は我が国が独立を果たした昭和 27 (1952) 年に廃止されましたが、一旦追放された人々が戻ることができなかったことから、結果として「何でも日本が悪い」という自虐史観が我が国にはびこることになってしまったのです。

また、それより以前の昭和 20 (1945) 年 10 月には、治安維持法・治安警察法・特別高等警察 (= 特高) が廃止され、徳田球一(とくだきゅういち)ら共産主義者の政治犯が釈放されました。

GHQ がこのような処置を行った背景には、占領軍民政局には左翼思想の人間が多く、とりわけ民政局のホイットニー局長とケーディス次長が社会主義者であったことから、徳田らにシンパシーを抱いていたのではないかと考えられています。

公職追放によって我が国の多くの有益な人材を駆逐(くちく)した GHQ が、日本弱体化政策の一環として次に目指したのは、財閥(ざいばつ)解体と土地政策でした。

「貧富の差を憎むとともに私有財産制を否定して、資本を人民で共有する」ことを理想とした共産主義の思想者にとって、財閥の存在は「許されざる宿敵」でしたが、同時に、GHQ の立場からも日本の財閥は「アメリカ全体の敵」に見えました。

なぜなら、最終的には我が国が敗北したとはいえ、天然資源もなく、山だらけの我が国が大東亜戦争を何年も戦い抜いた背景に、豊富な経済力があるとアメリカが考えたからです。

「日本が二度と欧米列強に逆らえないように封じ込める」ことを、占領政策において何よりも重要視した GHQ は、昭和 20 (1945) 年 11 月 6 日に、政府に対して四大財閥 (三井・三菱・住友・安田) の即時解体を要求する覚書を発して、我が国への大規模な経済統制に踏み切りました。

GHQ からの財閥解体の指令を受けた政府は、昭和 20 (1945) 年 11 月 24 日に会社制限令を公布し、会社の解散や資産の処分に大蔵大臣の許可を必要と定め、財閥や大企業の資産凍結を図ったうえ、昭和 22 (1947) 年までに 1,200 社余りを制限会社に指定しました。

翌昭和 21 (1946) 年 8 月には持株会社整理委員会が始動し、財閥の所有する株式や有価証券を譲り受けて一般に売却するなど、財閥解体の執行機関として活動しました。

昭和 22 (1947) 年 4 月にはいわゆる「独占禁止法」が公布され、持株会社やトラスト・カルテルなどの独占的企業の結合が禁止されたほか、同年 7 月には、監視機関である公正取引委員会が設置されました。

また、同年 12 月には過度経済力集中排除法が公布され、独占的企業の分割・再編成が行われましたが、GHQ の主導によるこうした動きは、次第に統制が緩められるようになったのです。

当初は我が国に対する徹底的な封じ込め政策が目指された占領政策でしたが、米ソによる冷戦や、東アジアの共産主義化への懸念から、日本を共産主義への防波堤として存続させた方が有益であると判断した GHQ は、次第に日本の経済自立主義の方針へと転じました。

例えば、昭和 23 (1948) 年 2 月に 325 社が過度経済力集中排除法の指定を受けましたが、実際に分割されたのは 11 社に過ぎませんでした。また、独占禁止法についても、その後の改正で独占の制限が緩和されています。

かくして、我が国では財閥そのものは解体されたものの、それぞれの流れをくむ企業の多くがやがて再結集して、大規模な企業グループを形成するようになり、その後の我が国における高度経済成長を支えました。

また近年では、平成 9 (1997) 年に持株会社の設立が解禁されたことも受けて、三大メガバンク (みずほ・三菱東京 UFJ・三井住友) のように、グループを越えた企業同士の合併や交流なども行われるようになっていきます。

日本における封建的な寄生地主制度などが農民層の窮乏化をもたらし、民主化を妨げているとみなした GHQ は、昭和 20 (1945) 年 12 月に「農地改革についての覚書」の指令を日本政府に出しました。

これを受けて、当時の幣原喜重郎(しではらきじゅうろう)内閣は農地調整法を改正し、在村地主の保有限度を 5 町歩(ちょうぶ、約 5 ヘクタール)に制限した第一次農地改革を始めましたが、我が国の共産主義化を目論んでいたソ連が、対日理事会において「政府の改革は不徹底である」と主張し、GHQ による勧告(事実上は命令)をもたらしました。

被占領国家であり、GHQ の命令に逆らえなかった我が国では、昭和 21 (1946) 年 10 月に、第一次吉田茂(よしだしげる)内閣において自作農創設特別措置法が制定され、昭和 22 (1947) 年 3 月から

昭和 25 (1950) 年 7 月まで第二次農地改革が実施されました。

第二次改革によって不在地主の土地所有が禁止され、在村地主の保有限度が 1 町歩(約 1 ヘクタール、ただし北海道は 4 町歩=約 4 ヘクタール)に制限されたほか、不在地主はすべての貸付農地が、在村地主は制限を超える部分の農地がそれぞれ政府によって強制的に買い上げられ、小作人に非常に安い価格で売り渡されました。

なお、該当農地の買収や売渡しは、市町村ごとに小作農 5・地主 3・自作農 2 の割合で構成された農地委員会が担当しました。また、山林や原野に関しては、農地改革のような強制的な開放は行われませんでした。

GHQ の命令による第二次農地改革によって、我が国の小作地率は、昭和 15 (1940) 年の 45.5% から、昭和 25 (1950) 年には 10.1%にまで減少し、その分自作農は大幅に増えました。こうした結果から、農地改革は「日本で成功した改革」のひとつに数えられることが多いようです。

確かに「地主の廃止」は小作人を喜ばせて裕福にしましたから、貧者による「共産革命」が起きずに済んだのかもしれませんが、歴史を長い目で見れば、全国の大地主を没落させるとともに、小作人をいわゆる「敗戦利得者」としたマイナス面の方がはるかに大きいとも考えられるのです。

欧米からの侵略を防ぐため、近代国家の建設を進めた我が国では、明治期を中心に全国の至るところに速やかに鉄道網を敷きましたが、こうした芸当が可能だったのは、戦前の大地主との話さえつければ、土地を入手することが容易だったからでした。

戦前の大地主は「国家のために貢献する」という考えが多く、儲(もう)けを考えずに政府に土地を提供する人々がたくさんいたため、土地の売買がそれほど大きな問題にはなりませんでしたが、しかし、これが戦後になると、農地改革の恩恵で地主となった元小作農の多くが「目先の利益」にこだわり、まるで「ゴネ得」のように土地問題が絡(から)むことで、国家にとって重要な改革がなかなか進まないという弊害をもたらしたのです。

また戦前には、どの村や町にも大抵は大きな屋敷があつて、地方における文化の発信地となっていました。その多くが大地主でした。

しかし、その大地主が没落したことで、地方における富裕層がいなくなるとともに、担(にな)い手を失った地方の文化が絶滅の危機に瀕(ひん)してしまつたのです。実際には不徹底で終わったものの、GHQ が財閥を解体して我が国の経済力を大幅に削減しようと考えたように、大地主の没落はそのまま地方の凋落(ちょうらく)につながり、都市部との格差がますます拡大するようになりまし。

さらには、大規模な農地経営が世界的に主流になる一方で、我が国では大地主が強制的に排除されたことから、先進的農業の中核の役割を果たす農家が育たず、結果として我が国の農業が国際競争力を低下させている現状にもつながっているのです。

ひとつの事象に関して、プラスの面をことさら強調するだけではなく、様々な面から歴史的事実を眺めて、そのマイナス面も見極めたうえで、我が国の今後に生かそうとする。農地改革について調べれば調べるほど、歴史の大きな流れをつかむことの重要性が実感できるのではないのでしょうか。

### 3. 東京裁判という「茶番」

1945（昭和20）年11月、連合国側は敗戦国となったドイツを裁くという名目でニュルンベルク国際軍事裁判を開廷しましたが、検察側は「共通の計画または共同謀議」「平和に対する罪」「戦争犯罪」「人道に対する罪」に基づいて被告を起訴しました。

裁判では、文明に対する罪や平和に対する罪を大義名分としたうえで「個人を罰しない限りは国際犯罪である侵略戦争を実効的に阻止できない」とされ、従来戦争に対する概念では考えられないような主張が正当化されました。

裁判は1946（昭和21）年10月に結審し、12名の被告に死刑が宣告されたり、7名に終身刑や有期徒刑が宣告されたりという、ドイツにとっては非常に厳しい判決が下されました。

しかし、ニュルンベルク国際軍事裁判と並行して行われた極東国際軍事裁判（＝東京裁判）において、我が国はドイツとは比較にならないほどの理不尽な仕打ちを受けてしまうことになるのです。

大東亜戦争で我が国は敗北しましたが、結果として欧米列強が持っていた植民地が解放され、アジアからアフリカ・アメリカ大陸に至るまで多くの国家が独立する流れへとつながっていきました。

日本など有色人種の国家にとって悲願でもあった「人種差別の撤廃」という大きな理想が、大東亜戦争によって初めて達成されたといえますが、こうした現実には、白色人種たる欧米列強にとって許されざる問題でした。

「日本のせいで自分たちが甘い汁を吸えなくなった」。そうした嫉妬(しと)とも憎悪ともいえるどす黒い感情が、敗戦国となった我が国に容赦なく襲いかかったのが東京裁判だったのですが、その実態は、裁判とは名ばかりの「戦勝国による復讐の儀式」でした。

なぜなら、東京裁判の裁判官が戦勝当事国からしか出ていないからです。本来は中立国から出せばよいのであり、それが無理なら、せめて戦勝国と同数の裁判官を敗戦国から出すべきでした。

要するに東京裁判は「戦争の勝者が敗者を裁く」という一方的な内容であるとともに、それまでの国際法などの法律を一切無視したものであったことから、その正当性すら疑わしい「茶番」だったといえるのです。

昭和20（1945）年9月11日、GHQのマッカーサーは、東條英機(とうじょうひでき)元首相を含む39名を「戦争犯罪人」と称して逮捕を指示しましたが、ここでいう「戦争犯罪人」は、戦争に関する国際条約であるハーグ陸戦条規の定めるものとは全く異なっており、法的根拠を著(いちじる)しく欠

くものでした。

にもかかわらず、GHQ が「戦争犯罪人」の逮捕に積極的だった背景には、日本国民に「戦争そのものが犯罪である」という、本来は外交の一手段に過ぎない戦争に「犯罪」という誤った認識を植え付けさせようという意図があったのではないかと考えられています。

GHQ による戦争犯罪人の逮捕はその後も続き、11月19日には12名、12月2日には広田弘毅(ひろたこうき)元首相ら59名、同月6日には近衛文麿(このえふみまる)元首相ら9名の逮捕を指示し、最終的には、GHQ が昭和初期からの国家指導者とみなした100余名が戦犯として拘禁(こうきん)されてしまいました。

なお、自らが戦争犯罪人となったことに衝撃を受けたのか、近衛文麿は12月16日に青酸カリを服毒して自殺しました。日華事変の際に「国民政府を相手(あいて)とせず」という声明を発表して泥沼化させるなど、我が国を大いに混乱させた近衛文麿は、説明責任を一切果たすことなく自らの生命を断ったのです。

GHQ のマッカーサーは、昭和21(1946)年1月19日に極東国際軍事裁判所条例を公布し、ドイツのニュルンベルク国際軍事裁判にならって、従来のスパイなど国際公法で規定された戦争犯罪に加えて、新たに「平和に対する罪」や「人道に対する罪」といった観念を導入しました。

こうした観念が大東亜戦争当時には認知されているはずありませんから、条例は「事後法によっては過去を訴追できない」という不遡及(ふそきゅう)の原則を明らかに逸脱(いつだつ)したものであり、法理学上においても後世に大きな禍根(かこん)を残すものでした。

しかしながら、日本を断罪することに躍起になっていた GHQ や連合国は、同年4月29日の昭和天皇のお誕生日に、東條英機元首相ら28人を「A 級戦犯」と一方的にみなして起訴し、翌5月3日から審理が開始されました。世にいう極東国際軍事裁判(=東京裁判)の始まりです。

なお、GHQ がわざわざ昭和天皇のお誕生日を起訴の日を選んだ理由は、国民がこぞって祝うべき日に贖罪(しょくざい)意識を植え付けさせようという意図があったとされており、後日にはもう一つの「祝日」に対して、当てつけのような仕打ちを行うこととなります。

ところで、東條英機元首相らは「A 級戦犯」として起訴されましたが、その他にも「B 級戦犯」や「C 級戦犯」として起訴された人々も多く存在しました。こうした階級分けが「罪の重さによる区分」と思われていることが多いようですが、事実は全く異なります。

ABC の区分は「戦犯の単純な区分」であり、A 級は「戦争を始めた国家指導者」が中心で、B 級は「通常の戦争犯罪である捕虜虐待(ほりよぎやくたい)などを命じた戦場の指揮官」、C 級は「戦争犯罪を実行した兵隊」という意味です。

現代の私たちが、間近で起こった問題に対する責任の重さの違いを例えて「あいつはA 級戦犯だ」

と口にすることが多く見られますが、こうした行為は、歴史の事実に対して無知であるのみならず、戦争犯罪人とみなされ断罪された人々への冒涇(ぼうとく)でしかありません。これは「戦犯」という表現そのものにもいえるのですが、いずれ改めて紹介します。

なお、東京裁判ではA級戦犯とみなされた人々のみを裁いており、B級戦犯・C級戦犯と決めつけられた人々は、国内外の軍事法廷で裁かれました（詳しくは後述します）。

東京裁判の判事団は、アメリカ・イギリス・ソ連・中華民国など連合国側 11 カ国からの代表各 1 名ずつで構成され、団長にはオーストラリアのウェップが任命されましたが、先述したように戦勝国側ばかりから裁判官を選ぶという段階で、裁判の正当性は失われたも同然でした。なお、首席検察官にはアメリカのキーナンが任じられています。

裁判において、清瀬一郎(きよせいちろう)らの日本側弁護団は、ブレイクニーらの連合国側弁護団と協力のうで「平和に対する罪」や「人道に対する罪」といった国際法に定められていない罪に基づいて裁判を行う資格はないと主張しましたが、ウェップはこれを認めませんでした。

また、アメリカによる我が国への原爆投下に関しては、ブレイクニーは原爆のような武器の使用を禁じたハーグ陸戦条規第 4 条を根拠として、日本側の報復の権利を主張しましたが、ウェップは「ここは連合国を裁く法廷ではないから、連合国側の非法を立証しても本審理の助けとはならない」と主張し、これらに関する証拠書類提出を即時却下しました。

これらの例を見ても分かるように、東京裁判においては「連合国側の戦争犯罪」はすべて不問に付された一方で、突如として主張された「南京大虐殺」など、連合国側の戦争犯罪をごまかすため、存在しない悪行を「捏造(ねつぞう)」するといった、まさに「やりたい放題」の「茶番」な「復讐劇」が繰り広げられたのです。

昭和 23 (1948) 年 11 月 12 日、A 級戦犯とみなされた 25 名に有罪の判決が下りましたが、その内容は、日本側弁護団が主張した自衛戦争論をすべて却下した一方で、検事側が主張した侵略戦争論や共同謀議説を全面的に採用したものでした。

判決は 7 人（東條英機、広田弘毅、板垣征四郎=いたがきせいしろう、土肥原賢二=どいはらけんじ、松井石根=まついいわね、木村兵太郎=きむらへいたろう、武藤章=むとうあきら）が絞首刑、16 人が終身刑、2 人が有期禁固刑という厳しいものであり、このうち絞首刑は同年 12 月 23 日に執行されましたが、この日は当時の皇太子殿下（現在の今上陛下）のお誕生日であり、起訴日（昭和天皇のお誕生日）とともに、日本国民に贖罪(しょくざい)意識を植え付けようと意図したと考えられています。

ところで、東京裁判の判決は、多数判決の他に少数判決が存在しており、なかでもインドのパル判事は「事後法による不当性」「復讐心の満足と勝利者の権力誇示が目的」「勝者が敗者を罰しても将来の戦争発生を防止できない」などの理由で全被告の無罪を主張しました。パル判事の判決文の最後は以下のような文章で締めくくられています。

「時が熱狂と偏見をやわらげた暁(あかつき)には、また理性が虚偽からその仮面をはぎ取った暁には、その時こそ正義の女神は、その秤(はかり)の平衡(へいこう)を保ちながら、過去の多くの賞罰に、その処(ところ)を変えることを要求するであろう」。

通常の戦争犯罪に該当する B 級 (戦場の指揮官など) ・ C 級 (実行した兵隊など) の戦犯の裁判は、国内外の軍事法廷で 2,000 件以上行われましたが、その被告人の数は 5,700 人にのぼり、およそ 1,000 人が死刑判決を受けました。

裁判においては、証人や資料が少なかったり、栄養失調の捕虜にゴボウを食べさせたことや、腰を痛めた捕虜に灸を据えたことが捕虜虐待と認定されたりするなど杜撰(ずさん)な内容が多く、無実の罪で裁かれた者も多かったのではないかとされています。B 級 ・ C 級戦犯の処罰や処刑は、いわば戦勝国の敗戦国に対する「見せしめ」と「報復」がその実態でした。

いずれにせよ、我が国が連合国側によって無実の者を含めて多数の者が不当な裁きを受けさせられ、1,000 人以上の生命を奪われてしまった事実には変わりはありません。

「日本は戦後補償がまだ不足している」と声高に主張する人が、今もなお日本国内あるいは外国において後を絶たないようですが、数多くの尊い同胞の生命が失われてしまったという悲劇を経験した我が国のどこが「償(つぐない)を果たしていない」というのでしょうか。しかも、連合国において一方的に決めつけられた「戦犯」という言葉は、今の我が国では完全に否定されているのです (詳しくは後述します) 。

ところで、占領政策の遂行のために天皇を戦争犯罪人としなかった GHQ ですが、その一方で日本の国体(=国家としての体制のこと)の将来的な破壊を視野に入れ、皇室に対して容赦のない様々な改革を断行しました。

GHQ は、昭和 20 (1945) 年 11 月に皇室財産の凍結を指令すると、翌昭和 21 (1946) 年 11 月に公布された日本国憲法の第 8 条で「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは贈与することは、国会の議決に基づかなければならない」と規定し、皇室への経済力の集中を事実上遮断(しゃだん)しました。

さらに翌昭和 22 (1947) 年 1 月には、皇室経済法と皇室典範(こうしつてんぱん)が公布され、これらによって皇室財産の大部分が国有化されたほか、残った財産も課税対象となりました。ちなみに、昭和天皇が崩御(ほうぎょ)された際に、今上陛下は相続税を納付されておられます。

この他、宮内省の組織が縮小されて宮内庁となり、昭和天皇の弟君であられた秩父宮家(ちちぶのみやけ) ・ 高松宮家(たかまつのみやけ) ・ 三笠宮家(みかさのみやけ)以外の 11 宮家 ・ 51 人の皇族が皇籍を離脱されました。さらには刑法における皇室に関する「不敬罪」も廃止され、一部の心ない国民が天皇や皇族に対する誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)を行っても、一般的な罪以外は問われなくなってしまい、現在に至っています。



## 4. 日本の独立回復

朝鮮半島では、1948（昭和 23）年にソ連が支援する朝鮮民主主義人民共和国（＝北朝鮮）と、アメリカが支援する大韓民国（＝韓国）とに、北緯 38 度線を境界として分割されていましたが、1950（昭和 25）年に入って、1月にアメリカと韓国とが相互防衛援助協定を結ぶと、翌 2 月には中国とソ連とが友好同盟相互援助条約を締結するなど、緊張が高まりました。

また、同じ 1950（昭和 25）年の 1 月には、アメリカのアチソン国務長官が「アメリカが責任を持つ防衛ラインは、フィリピンー沖縄ー日本ーアリューシャン列島までであり、それ以外の地域は責任を持たない」と発言しました（これを「アチソンライン」といいます）。

アチソンラインの意味を「韓国はアメリカの防衛圏内ではない」と判断したソ連のスターリンが、北朝鮮の金日成(キム・イルソン)に韓国への侵略を指示すると、同年 6 月 25 日に、北朝鮮軍が突然 38 度線を越えて韓国へ侵攻を開始し、朝鮮戦争が始まりました。

開戦 3 日後の 6 月 28 日に、韓国軍を撃破した北朝鮮軍が韓国の首都であるソウルを占領すると、国際連合の安全保障理事会は北朝鮮を侵略国とみなして、即時停戦を要求する決議を採択し（拒否権を持つ常任理事国のソ連は欠席でした）、マッカーサーを総指揮官とする国連軍を結成しました。

朝鮮戦争の緒戦は、兵力に勝る北朝鮮軍が優位に立ち、一時期は国連軍や韓国軍を釜山(プサン)にまで追いつめました。9 月 15 日にマッカーサーが北朝鮮軍の背後をついた仁川(インチョン)港上陸作戦に成功すると、形勢は逆転し、今度は国連軍が 38 度線を突破して、中国国境の鴨緑江(おうりょくこう)にまで迫りました。しかし、中華人民共和国が人民解放軍を「義勇兵」として派遣したことで、北朝鮮軍は勢力を盛り返し、その後の戦局は一進一退を繰り返しました。

ところで、この朝鮮戦争を通じて、マッカーサーは「日本にとって朝鮮半島がいかに重要な土地であったか」ということを、嫌というほど思い知らされました。なぜなら、北方から強大な勢力が朝鮮半島に現れた際に、半島を守らなければ日本の安全が保障できないうえに、朝鮮半島から敵の勢力を完全に追い払おうと思えば、それこそ満州に出て行かざるを得ないということが、自分がその立場に追い込まれて初めて分かったからです。

膠着(こうちやく)した戦局を打開するため、マッカーサーは 1951（昭和 26）年 4 月に満州への原爆投下をトルーマン大統領に提案しましたが、戦闘が中華人民共和国内にまで及べば、ソ連を刺激するだけでなく、ヨーロッパをも緊張関係に巻き込むことになり、第三次世界大戦に発展する恐れがあると判断したトルーマンは、提案を却下したのみならず、同月にマッカーサーを解任しました。

解任されて帰国したマッカーサーは、翌 5 月 3 日に開かれたアメリカ上院軍事外交合同委員会において、以下のように証言しています。

「日本が戦争へと向かった動機は、その大部分が安全保障の必要性に迫られてのことだった」。

しかし、これだけの重要な証言が、教科書を含めた我が国の歴史教育においてほとんど知らされていないというのは、いったいどうしたことでしょうか。

一進一退の状態が続いた朝鮮戦争は、ソ連の提案もあって1951（昭和26）年7月から休戦会談が開かれるようになりましたが、交渉は難航しました。

しかし、アメリカで早期停戦を主張し続けていた共和党のアイゼンハワーが大統領に就任したり、ソ連の独裁者であったスターリンが死去したりするなど、米ソの指導者の交代を契機として、1953（昭和28）年7月ようやく休戦となり、軍事境界線上にある板門店（はんもんてん）で休戦協定が調印されました。

朝鮮戦争による死傷者は、民間人を含めれば数百万人にまで及ぶ膨大な数となりました。また、朝鮮戦争はあくまでも「休戦中」であり、北朝鮮と韓国との間はいまだに戦闘状態が継続されています。

また、朝鮮戦争のドサクサに紛れて、韓国の李承晩（イ・スンマン）大統領が、1952（昭和27）年に国際法を無視して沿岸から60海里（カイリ）までの権利を主張し（これを「李承晩ライン」といいます）、我が国固有の領土である竹島もラインの中に含まれるとして強引に占領しました。これ以降、韓国はいまだに竹島への不法占拠を続けています。

朝鮮戦争によって、終戦までの我が国の安全保障の真意をようやく悟ったアメリカは、それまでの占領方針を大きく転換して、反共政策をとるようになりました。

例えば、多くのアメリカ軍が朝鮮半島へ出動することで、日本に軍事力の空白ができることを恐れたGHQは、昭和25（1950）年に我が国に警察予備隊の設置を指令しました。これが自衛隊のルーツとなります。

また、戦後の強引な公職追放によって、各界において左翼勢力が大幅に増加していましたが、これを危惧したGHQが、朝鮮戦争の勃発（ぼっぱつ）直前に共産党幹部全員を公職から追放すると、第三次吉田茂内閣によって追放の範囲が広げられ、官公庁から民間企業まで多くの共産主義者が追放されました。これをレッド＝パージといいます。

レッド＝パージの拡大に伴って、服役中の戦犯容疑者の釈放や各界保守層の公職追放解除が進められましたが、先述したように一度追放された者が同じ職に復帰することは難しく、各層の左傾化の流れを止めるには至りませんでした（詳しくは後述します）。

朝鮮戦争の勃発などで、GHQによる占領政策が転換したことによって、対日講和問題も急速に進展し始めました。

昭和26（1951）年1月に来日した大統領特別顧問のダレスは、我が国に対して対日講和七原則を示して、単独（多数）講和や在日米軍の駐留などの構想を明らかにするとともに、我が国の再軍備

を強く迫りました。

しかし、当時の吉田茂首相は、日本国憲法第9条によって我が国が戦争放棄をうたっていることを理由として、再軍備の要求を拒絶し、アメリカもこれに同意しました。

こうして我が国は、経済の復興を最大の目標に掲げるとともに、国家の防衛をアメリカの軍事力に依存するという、戦後日本の基本的な枠組みを構築したのです。

吉田茂首相による再軍備の拒絶は、我が国が軍事的・外交的にアメリカに従属する道を選び、結果として我が国が真の独立国として再出発することや、第9条を含んだ日本国憲法の改正の好機を逃したという批判もあります。

しかし、当時の我が国は復興への道をようやく歩み始めたばかりであり、経済に過酷な負担を強いることになる再軍備が、現実的に可能だったかどうかという見方もあります。

また、朝鮮戦争によって最終的に数百万人もの尊い生命が失われていることから、終戦間もない我が国が、戦争に参加することで多数の犠牲者を出すことを、当時の国内世論が受け入れたかどうかということも、判断材料の一つとしてとらえるべきではないでしょうか。

いずれにせよ、アメリカによる再軍備の要求は、我が国における講和問題への関心をより加速させる効果をもたらしましたが、同時に講和方針をめぐる国論を二分する対立も生み出していました。

大東亜戦争の開戦の直前まで、ハル・ノートなどアメリカによる横暴に悩まされた我が国が、同時にずっと恐れていたのが、ソ連などによる「共産主義の脅威」でした。しかし、世界中にめぐらされていたコミンテルンの謀略により、我が国とアメリカは3年半以上も死闘を続けることになりました。

そして戦後、日本というストッパーがなくなった東アジアは、朝鮮戦争の勃発に代表されるように、中国大陸や満州やモンゴル、あるいはシベリアに至るまで、大陸のほとんどが共産主義と化してしまっただけです。

自らが招いた事態の深刻さにより気づいたアメリカは、日本を自分たちの陣営に引き込むため、我が国との講和を急ぐようになりましたが、それは日本国内においても講和問題への関心が高まるという効果をもたらしました。

しかし、こうした動きを最も警戒したのがソ連でした。かつて零戦や戦艦大和などを自力で作ったほどの実力を持つ日本が、自分たちと敵対する自由主義陣営（＝西側諸国）につくことを恐れたからです。

ソ連のスターリンによる「講和阻止」の流れを受けた我が国の一部の知識人は、アメリカ陣営とのいわゆる「単独講和」に反対し、ソ連を含む全交戦国との講和を求める「全面講和」を求めるよう

になりました。

昭和 25 (1950) 年 1 月には、当時の南原繁(なんばらしげる)東大総長などが「単独講和は特定国家への依存や隷属(れいぞく)をもたらすものである」と全面講和を主張し、また一部の新聞社や雑誌社、あるいは社会党や共産党、さらには総評や日本教職員組合(=日教組)も活発な反対運動を展開しました。

しかし、彼らが主張する「全面講和」に対して、いわゆる「単独講和」はソ連やその衛星国数カ国を除いたものに過ぎず、さらには米ソによる「冷戦」が続く状況下では、全面講和論は現実性を持たないものでした。

南原総長の主張に対し、当時の吉田茂首相は「全面講和は到底行われぬことであり、政治家の領域に立ち入ってかれこれ言うことは、曲学阿世(きょくがくあせい、真理にそむいて時代の好みにおもねり世間の人に気に入られるような説を唱えること)の徒に他ならない」と批判しています。

昭和 26 (1951) 年 9 月 8 日、アメリカのサンフランシスコで対日講和会議が開かれ、我が国は連合国のうち 48 カ国との講和条約に調印しました。これをサンフランシスコ講和条約といいます。講和条約は翌昭和 27 (1952) 年 4 月 28 日に発効し、我が国は独立を回復しました。

連合国のうち、ソ連やチェコスロバキア・ポーランドは講和会議に出席したものの調印せず、インド・ビルマ(現在のミャンマー)・ユーゴスラビアは参加しませんでした。また、中華人民共和国および中華民国(=台湾)は、代表政権をめぐる意見不一致のため、会議に招かれませんでした。

サンフランシスコ講和条約において、我が国は海外に持っていた領土などの権利をすべて放棄しましたが、同時に交戦国の多くが我が国への賠償請求権を放棄しました。我が国は 1 年後の昭和 27 年にインドと日印平和条約を、中華民国(=台湾)と日華平和条約を結びましたが、両国とも賠償請求権を放棄しています。

結局、我が国が戦後補償に応じたのは、フィリピンやビルマ(現在のミャンマー)・インドネシア・南ベトナム(当時)などの一部の国に留まりました。なお、我が国は南樺太(みなみからふと)や千島列島の権利を放棄しましたが、ソ連がサンフランシスコ講和条約に調印していないため、国際上における北方領土を除く千島列島や南樺太の帰属は確定していません。

ところで、サンフランシスコ講和条約において我が国は独立を回復し、6 年半にも及んだ占領期間を終えて、独立国家としての第一歩を踏み出しましたが、条文の和訳をめぐって大きな問題が起きているのをご存知でしょうか。それは第 11 条です。

第 11 条の正確な内容は「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに国内外の他の連合国戦争犯罪法廷の『諸判決』を受諾する」ですが、当時の外務省によって「諸判決」が「裁判」と誤訳されてしまったのです。

「日本は極東国際軍事裁判、すなわち『東京裁判』の『諸判決』を受け入れた」という条約の正式な英文は「Japan accepted judgments of International Military Tribunal for the Far East.」ですが、これが「東京裁判」の「判決」を受け入れたという英語であれば、「Japan accepted judgment of International Military Tribunal for the Far East.」と言う表記となります。

この場合なら、相当無理をして「単数形」の「judgment」を「裁判」と訳したうえで「日本は極東軍事法廷の裁判を受け入れた」と全体を翻訳することは有り得るかもしれませんが、正式な条文では、そのような「誤解」をなくすため、英語の正文で「複数形」たる「judgments」としました。「裁判」ではなく「諸判決」であることを明確にする意図があったためと考えられます。

さらに付け加えれば、これが「日本は極東軍事裁判を受け入れた」となると、英語の直訳では「Japan accepted International Military Tribunal for the Far East.」という表記となりますから「judgments of」がなくなります。従って、条文を『裁判』と訳したのは明らかに「誤訳」であり、条約を調印した最初の段階から、我が国に贖罪(しょくざい、犯した罪をつぐなうこと)意識を植えつけるといったような、何らかの意図や思惑があったのではとも疑われるのです。

極東国際軍事裁判、すなわち東京裁判などの「諸判決」を受諾することは、東京裁判の「結果」のみを受け入れることとなりますが、これが「裁判」となりますと、連合国による一方的な裁判全体、すなわち「日本は侵略戦争を起こした犯罪国家である」という「東京裁判史観」を無条件で認めることになってしまうのです。

無論、我が国は茶番劇たる東京裁判のすべてを受け入れる意図はありませんでした。しかし、戦後から40年が経過した昭和60(1985)年頃から、日本政府の公式な見解として「東京裁判を受諾して日本は国際社会に復帰した」という表現をするようになっていきます。

そもそも我が国は、東京裁判などの「諸判決」のみを受け入れたからこそ、独立回復後の昭和28(1953)年に、一方的に戦犯として処罰された人々の名誉を全会一致で回復させ、我が国から戦犯をなくしたのです(詳しくは後述します)。

我が国の名誉のためにも、意図的ともいえる誤訳を何としても解消しなければならないのではないのでしょうか。

## 5. 日本の安全保障と自虐史観をめぐる問題

さて、サンフランシスコ講和条約を結んだ同じ日に、我が国はアメリカと日米安全保障条約を調印して、アメリカ軍の我が国への駐留を認めました。また、翌昭和27(1952)年2月には日米行政協定に調印し、我が国を含む極東地域の平和と安全を名目として、我が国に駐留するアメリカ軍に基地を提供することや、基地経費を我が国が負担することなどが取り決められました。

かくして、我が国は自国の安全保障をアメリカに委ねるかたちとなりましたが、当初結ばれた条約は片務的(へんむてき、契約の当事者の一方のみが義務を負うこと)であり、アメリカに有利な内容となっていま

した。

例えば、我が国に駐留するアメリカ軍に日本防衛の義務がないことや、駐留軍には日本政府の要請に応じて内乱を鎮圧する権利があってもその義務がないこと、あるいは日本の意思だけでは条約を廃棄できないことなどが規定されていたのです。

しかし、日本国憲法において事実上の非武装国と化していた我が国が、独立回復を機に米軍に撤退されれば、丸裸となった我が国が他国に侵略されるのは自明の理でした。

現実問題として、我が国が現在に至るまで平和が保たれているのは、アメリカの「核の傘」に入り込むかたちとなった日米安保条約のおかげであり、決して日本国憲法第9条によるものではありません。

なお、日米安保条約は、対等な立場での日米軍事同盟の構築を目指して、約10年後の昭和35(1960)年に改定されましたが、その際に大規模な抗議行動が起こってしまいました。

昭和32(1957)年2月に内閣を組織した岸信介(きののぶすけ)は「日米新時代」のスローガンを掲げ、第一次防衛力整備計画を決定して我が国の自衛力の強化に努めるとともに、片務的な内容だった従来の日米安全保障条約の改定に意欲を見せました。

岸首相の努力もあって、昭和35(1960)年1月に我が国とアメリカは、ワシントンで日米相互協力及び安全保障条約(=新安保条約)に調印しました。新安保条約は、アメリカの日本防衛義務を設けるなど対等な内容に近づけたほか、在日アメリカ軍の軍事行動における事前協議制や、固定有効期限を10年とすることなどが規定されました。

しかし、こうした新安保条約の批准(ひじゅん、全権委員が署名して内容の確定した条約に対して締結権をもつ国家機関が確認のうえ同意を与えること)をめぐる、日本国内で激しい闘争が繰り広げられるようになるのです。

かねてより「新安保条約は憲法違反の軍事同盟であり、安保条約は廃棄すべきである」と主張していた、社会党や共産党などの革新勢力は、条約調印に先立つ昭和34(1959)年3月に安保改定阻止国民会議を結成し、激しい条約批准阻止闘争を展開していました。

また、当時の国会で審議されていた警察官職務執行法の強化や、教員の勤務評定などをめぐって、岸信介内閣は革新勢力と対立していましたが、これらと同時期に新安保条約の調印が行われたため、条約を批准する国会審議において、与野党の意見が激突しました。

このため、岸内閣はやむを得ず昭和35(1960)年5月19日に、衆議院で条約批准案を野党欠席のまま強行採決に踏み切りましたが、これを契機として院外の安保改正阻止闘争(=安保闘争)は激しさを増し、安保改定阻止国民会議や全学連による10万人を超えるデモ隊が、連日のように国会を取り囲むようになりました。

そして、6月15日には全学連主流派の約1万人が国会に乱入し、警官隊と衝突して死者を出す惨事となってしまったのです。

新安保条約は参議院の承認を得られぬまま、6月19日に自然成立となりましたが、この騒ぎによって、予定されていたアメリカのアイゼンハワー大統領の訪日が中止されたほか、混乱の責任を取って岸内閣が総辞職しました。

新安保条約をめぐる闘争は、当時の国論を二分する激しいものとなりましたが、この背景には、新安保条約の発効によって日米間の軍事同盟が強化され、ソ連などが目論んでいた日本の共産主義化に大きな影響を与えるという側面があったと考えられています。

しかしながら、日米が対等の関係に近づいた新安保条約によって、アメリカの「核の傘」に入るという選択を強いられながらも、我が国の安全保障が飛躍的に高まったことが、その後の平和と繁栄をもたらしたのが歴史の真実なのです。

とはいえ、新安保条約批准以後の歴代自民党政権が、さらに大きな混乱を招きかねない憲法改正や再軍備といった重要な問題を棚上げして、経済成長に偏重(へんちょう)する政策に終始するようになるなど、安保闘争が保守陣営に与えた影響は大きなものがありました。

なお、安保闘争をめぐって意見が対立した社会党右派の西尾末広(ひしおすえひろ)が離党し、昭和35(1960)年1月に民主社会党(後の民社党)を結成しています。

さて、昭和27(1952)年4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効したことで、我が国は独立を回復しましたが、WGIPによる洗脳工作があったにもかかわらず、当時の我が国はまだ正気を保っているところもありました。

例えば、独立回復から間もなく、極東国際軍事裁判(=東京裁判)によって戦犯と決めつけられた人々を即時に釈放すべきであるという運動が始まりました。

同年6月には日本弁護士連合会(=日弁連)が「戦犯の赦免勧告に関する意見書」を提出したこともあって運動は全国に広がり、当時の人口の約半分にあたる4,000万人もの日本国民の署名が集まりました。

これに基づいて、翌昭和28(1953)年8月3日に衆議院で「戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議」が全会一致で可決されました。この決議は現在も有効ですから、我が国において「戦犯」なる者は一切存在しないのです。

にもかかわらず、我が国の国会議員やマスコミなどは、こうした厳然たる事実を頬かむりをして、靖国神社に祀(まつ)られたかつてのA級戦犯の人々を非難するなど、戦犯に対する不当な扱いを続けており、日本国民や世界中の多くの人々も戦犯が未だに存在すると錯覚しています。

なぜそうなってしまったのかといえば、年月が経って戦争体験が風化するにつれて、公職追放によってあらゆる業界を支配した左翼思想の猛毒が我が国の全身に回り、WGIP が種をまいた自虐史観が、売国的日本人によって増殖し続けたからであり、その一つに、忌まわしき「教科書誤報事件」があります。

鈴木善幸(すずきぜんこう)内閣時代の昭和 56 (1981) 年に、政府与党の自民党が教科書制度改革案を発表しましたが、これに危機感を抱いた人々によって「日本が再び軍国主義の道を歩む」などと政治問題化されたとともに、わざわざチャイナや韓国に「ご注進」が行われました。

そして、翌昭和 57 (1982) 年 6 月に「日本の教科書検定によって、中国華北への『侵略』が『進出』に書き換えられた」と我が国の大新聞が一斉に報道し、チャイナや韓国が日本政府に抗議する騒ぎとなりましたが、これは全くのデマであり、明らかな誤報でした。

にもかかわらず、当時の宮澤喜一(みやざわきいち)内閣官房長官が「近隣の諸国民の感情に配慮した教科書にする」という主旨の発言をしたこともあって、以後の教科書検定において「近隣諸国条項」という名の自主規制が設けられてしまったのです。

教科書誤報事件によって、我が国の教科書検定という、完全に日本国内の問題でありながら、チャイナや韓国に「検閲権」を認めてしまったことで、健全な青少年の育成に欠かせない歴史教科書が、外国の干渉を平気で受け入れるようになったのみならず、中韓両国による執拗(しつよう)な内政干渉や、我が国の謝罪外交が常態化するという悪しき慣習を生み出してしまい、それらは今もなお我が国に深刻な影響を及ぼし続けています。

なお、事実と全く異なる報道を行った大新聞のうち、その後に正式に謝罪をしたのは、産経新聞ただ一社のみです。

第二次世界大戦終結後まもなく始まった米ソの冷戦体制は、1991 (平成 3) 年 12 月のソ連崩壊で幕を閉じましたが、大東亜戦争以前より、我が国にとって最大の脅威となっていたソ連が消滅したことで、我が国の保守系の識者の多くは「これで我が国の思想や言論の流れが変わるだろう」と安堵(あんど)しました。

しかし、そんな保守系の「油断」の隙(すき)を突くかたちで、左翼系の「進歩的文化人」と呼ばれた人々は、自らの思想を満足させるために、ソ連崩壊以前から続けていた「日本の歴史からチャイナや韓国の好みそうな問題を取り上げ、両国に『ご注進』する」という流れを一気に加速し始めました。

こうした我が国の左翼からの誘いに、チャイナや韓国が乗ったことによって、あまりにも一方的な「日本はアジアの人々を中心に、世界中の人々に耐え難い苦痛を与えた」という自虐史観が、ソ連崩壊以前より強固に定着してしまいました。

加えて、単なる自虐史観で飽き足らない左翼の人々が、歴史的に有り得なかつたり、そもそも虚構



から始まったりしている「南京大虐殺」や「従軍慰安婦」といった問題をでっち上げたことで、我が国に今もなお大きな影響を与えているのです。

## 6. 大東亜戦争を「本当に終わらせる」日を目指して

平成 24 (2012) 年 12 月 16 日に衆議院総選挙が行われた結果、自民党は 480 議席中 294 議席を得て圧勝し、10 日後の 12 月 26 日に、安倍晋三(あべしんぞう)総裁が第 96 代内閣総理大臣に就任し、公明党との連立で第二次内閣を組織しました。なお、一度辞任した内閣総理大臣が再就任したのは、戦後では吉田茂以来 2 人目であり、自民党では初の出来事でした。

再び内閣を組織した安倍首相は、国家安全保障会議 (=NSC) の設置や、国家安全保障戦略及び防衛計画の大綱の策定(さくてい)など、安全保障政策に関する様々な取り組みを行い続けています。

安倍内閣による政府のこうした考えは「積極的平和主義」と呼ばれ、アメリカなど諸外国と連携(れんけい)しながら、国際社会の平和と安定に向けて、これまで以上に積極的に寄与していくべきであるという、国家の基本体制を明確化したものでした。

さらに自衛隊が発足以来 60 年を迎えた平成 26 (2014) 年 7 月 1 日には、我が国の安全保障政策を大きく転換させる「集団的自衛権の行使容認」が閣議決定され、これに基づくかたちで、平成 27 (2015) 年 5 月に「安全保障関連法案 (=平和安全法制、または安保法案)」を同じく閣議決定し、衆議院での審議が始まりました。

現在の我が国を取り巻く国際情勢は、残念ながら決して安全だとは言えなくなっています。例えば、チャイナは軍備を増強し続け、我が国固有の領土である尖閣諸島に対する姿勢や、南シナ海におけるあからさまな埋め立てなど、その脅威は日々高まりつつありますし、また、重大な人権侵害である拉致問題を解決しようとしめない北朝鮮が、核やミサイルの開発を続けています。

そんな中で、我が国はアメリカの「核の傘」に入ることで、これまで自国だけの平和をむさぼってきましたが、戦後に「世界の警察官」を自他共に認めてきたアメリカが、オバマ政権発足後に財政難もあって、急速に内向き思考を強めています。

要するに、戦後から 70 年が経過して、世界のパワーバランスに大きな変化がもたらされようとしているのです。しかし、我が国がこれまでのように集団的自衛権を行使することなく、外国の善意と犠牲のうえに日本人の生命と財産を守ってもらい続けることが果たして可能でしょうか。

だからこそ、我が国は「外敵の暴力から身を守り合う世界のコミュニティ」に積極的に参加して、国際社会と歩調をあわせることで、自国の抑止力を高める必要があります。その意味でも、安保法案は世界的な集団安全保障を前提にした「戦争抑止法案」ともいえるでしょう。

いわゆる「安保法案」の大きなポイントは、集団的自衛権の行使を限定的に容認し、我が国の同盟国や友好国が攻撃を受け、それが自国の存立も脅(おびや)かすような、以下の「新 3 要件」にあたる

場合に限り、防衛のための自衛の措置として、必要最小限の武力の行使ができるようにしたことです。

- 1.我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆(くつがえ)される明白な危険があること
- 2.これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 3.必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

次に、平和と安全を守る活動への支援を拡充・迅速化することを目的として、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態が発生した場合に、自衛隊による外国の軍隊への補給や輸送、医療などの後方支援が円滑に行えるようにしました。ただし、戦闘現場では支援活動を行わないという制限を設けています。

また、自衛隊による国際貢献を拡充するとともに、日本人ボランティアなどに危険が及ぶような時は、自衛隊が駆けつけて警護できるようにし、そのような場合に限り武器の使用制限を緩和したほか、武装集団が離島を不法占拠する事態が発生し、それが警察の対処能力を超えた場合は、迅速に自衛隊が出動できるようにしました。さらに、海外の日本人に危害が及びそうな事態に際して、その国の同意を得るなどの一定の条件のもとで、自衛隊が救出に向かうことを可能にしています。

ところが、衆議院で安保法案の審議が開始されると、民主党や共産党などの野党が「戦争法案」とレッテル貼りするのみならず、日本国憲法第 18 条で明確に禁止されていると政府が説明している「徴兵制の復活」といった、法案と関係のない主張を前面に押し出し始め、多くのマスコミがそれに同調しました。

実は、これも「WGIP による日本人への洗脳工作」がもたらした現実なのです。

GHQ による占領政策は、昭和 27 (1952) 年の我が国の独立回復で確かに終了しましたが、先述のとおり、公職追放によってあらゆる業界を支配した左翼思想の猛毒が我が国の全身に回り、WGIP が種をまいた自虐史観が、売国的日本人によって増殖し続けました。

左翼思想の猛毒はやがて我が国の政局をも巻き込み、平成 21 (2009) 年 9 月から約 3 年 3 ヶ月続いた民主党による 3 代の政権を誕生させるに至りましたが、民主党政権が国内外の政策に対してあまりにも無策であったことから国民に見放され、第二次以降の安倍政権の誕生へとつながりました。

しかし、第一次政権の時代から「戦後レジュームからの脱却」を唱える安倍政権に対して、左傾化した各界は決して許そうとはせず、我が国の安全保障を高める安保法案にも、断固として反対の姿勢を崩していません。

ところが、安保法案について具体的な論議をすればするほど、例えばチャイナによる南シナ海あるいは尖閣諸島をめぐる軍事的戦略を明らかにされるなど、その重要性が国民に知れ渡るのを恐れた

各界は、本質をごまかすために「戦争法案」「徴兵制」というレッテル貼りに終始している、というのが現実なのです。

自国の安全保障について真剣な論議を避けるばかりか、悪意に満ちたレッテル貼りを重ねることで法案を不成立に持ち込み、結果として我が国存亡の危機を招きかねない事態に陥(おちい)らせる。いつまでこのような愚かしい状態を許し続けるのでしょうか。

かくして、WGIPによる日本洗脳工作に端を発する安全保障に対する認識不足や自虐史観の猛毒は、戦後70年以上が経った今もなお、我が国をむしばみ続けてきていますが、ここ数年の安倍内閣による様々な政策も相まって、少しずつ改善の傾向も見られます。

例えば、中国側による一方的な虐殺事件が「自虐史観の洗脳」に都合が悪いから、という理由で近現代史から抹消され続けた、昭和12(1937)年7月29日に発生した通州(つうしゅう)事件が、中学や高校の一部教科書で記載されるようになりました。

また、その存在すら怪しいものと言わざるを得ない、昭和12(1937)年12月に日本軍が南京を攻略した際に発生したとされる、いわゆる「南京大虐殺」も、虐殺そのものを完全に削除した歴史教科書がようやく誕生するなど、歴史教育の分野では大きく前進しつつあります。

70年以上続いた「自虐史観の洗脳」を解くことは容易ではありませんが、それが「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム(=WGIP)」という名の「日本人に戦争犯罪者意識を刷り込む計画」であったことが公的に証明された以上、打開する糸口をつかんだといって差し支えないのではないのでしょうか。

平成27(2015)年8月14日、安倍首相は「戦後70年における談話(=安倍談話)」を閣議決定のうえ発表しましたが、その内容に関して、左傾化した各界からはともかく、なぜか「保守」を自負されておられる方々からも非難の声が多く見られるようですが、私は「安倍首相は様々なハンデを乗り越え、現段階における精一杯かつ最高の談話を発表した」と考えています。

なるほど、談話の中に「侵略、植民地支配、お詫び、謝罪」の文字が確かに入っていますが、安倍首相はその言葉の周囲に様々なトラップをかけていることを皆さんはご存知でしょうか。

例えば、首相は「痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました」と述べてはいますが、それから後で「あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」と続けています。

これは「今までは謝罪してきたが、これからはそうはいかない」と宣言しているのと同様であり、戦後レジームからの脱却に向けての一里塚にもなり得る、非常に貴重な一言なのです。

また、談話の中間あたりで「植民地支配から永遠に訣別し、すべての民族の自決の権利が尊重される世界にしなければならない」と述べる一方で、終盤では「経済のブロック化が紛争の芽を育てた

過去を、この胸に刻み続けます」と首相は表明しました。

20世紀に二つの世界大戦を生み出した「植民地支配」や「ブロック経済」など、世界史レベルの事実も取り入れるといった談話のロジックの巧みさには、ただただ敬服するばかりですし、談話全体からにじみ出てくる凛々(りんりん)しさや美しさは、日本語としてはもちろん、世界にも通じる素晴らしいものではないでしょうか。

この談話が存在する以上、我が国側からこれ以上のお詫びや謝罪をする必要は未来永劫(みらいえいご)有り得ないのです。それだけでも大した功績ではないでしょうか。

すなわち、今回の「安倍談話」は、首相がかねてから主張し続けている「日本を取り戻す」大きなきっかけにもつながりますし、また私たち国民の力を結集して実現させなければなりません。

では、私たち日本人はどのようにして「日本」を取り戻すべきなのでしょう。一つの例として、私は戦後日本の姿を「徳川家康(とくがわいえやす)」になぞらえます。

幼い頃から他家の人質として苦難の日々を過ごした徳川家康は、今川義元(いまがわよしもと)の死後に独立を果たしたものの、織田信長(おだのぶなが)に対して同盟という名の事実上の従属を強いられ、また信長の死後は豊臣秀吉(とよとみひでよし)に臣従を誓わされるという苦渋を味わいながらも、秀吉の死後に天下を統一し、260年以上も続いた江戸幕府を開いたことで有名な人物です。

振り返れば、我が国はアメリカに対して、ある時は巧妙な「占領工作」に苦悩し、またある時は「核の傘」という名の抑止力を上手に活用するという強(したた)かさを見せながら、戦後70年を過ごしてきたのではないのでしょうか。

今の我が国が、アメリカへの依存から中途半端に脱出したところで、それだけでは中華人民共和国など他国の餌食(えじき)になるだけです。それならば、現状は大いなる忍耐と苦渋の決断を重ねつつも、アメリカという名の「織田信長」に従って実力をつけ、アメリカが覇権を失いそうなときにこそ、真の王道政治を世界に示し、必ずや我が国の力で世界平和を実現するという気概を持ち続けられれば、それでよいのではないのでしょうか。

戦後70年は確かに長過ぎるかもしれませんが、人生50年の時代に家康が関ヶ原の戦いに勝利したのは59歳、豊臣家を滅ぼしたのは74歳の時でしたし、また2670年を超える長い歴史を持つ我が国にとって、70年などあっという間です。

我が国が平和安全法制(=安保法案)を成立させることで、自衛隊の活躍の場が広がるのをアメリカが望んでいるのであれば、それはそれで結構なことではないですか。表向きは隠忍自重(いんにんじちよう)しながらも強(したた)かに時節を待ち続け、来るべき「その日」に備えて自国の体力を増強し続けることこそが、今の我が国の生き筋ではないかと私は思っております。

我が国の体力を増強するためには、私たち日本人の「正しい歴史観」を取り戻すことが不可欠です。

これからも私たち一人ひとりが様々な立場で努力を重ね、自虐史観に打ち勝つことで「悠久の歴史を持つ日本民族」の誇りを再び我が手に握ろうではありませんか。

そして、いつの日か果たされるであろう「その日」こそが、GHQをきっかけとする「WGIPによる日本洗脳工作」を日本人が完全に乗り越えるとともに、長く続いた「大東亜戦争」に終止符を打つ記念すべき日となるのです。（完）

主要参考文献：「日本の歴史7 戦後篇」（著者：渡部昇一 出版：ワック）

「昭和天皇 ご生誕100年記念」（著者：出雲井晶 出版：産経新聞NS）

「日本人を狂わせた洗脳工作」（著者：関野通夫 出版：自由社）

「続 大東亜戦争」（著者：吉重丈夫 発行：神州正気の会）

「年代ごとに読める歴史事典 最新日本史教授資料」（出版：明成社）

YouTube 再生リスト「大東亜戦争その4」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLeZrZWY-wML7DaYn7TAm8nz4mpsLeAF5t>

黒田裕樹の歴史講座

<http://rocky96.blog10.fc2.com/>